

別紙 2 の 1

下関市都市公園乃木浜総合公園
管理運営業務仕様書

令和 7 年 8 月

下関市都市整備部公園緑地課

目 次

1	施設概要	1
2	業務基準	1
3	業務範囲	2
4	事業計画	9
5	事業報告	10
6	管理体制	11
7	物品管理	12
8	リスク分担	12
9	その他留意事項	15

1 施設概要

管理する施設の名称、所在地、供用面積、範囲図、施設及び物品

(1) 名称

乃木浜総合公園

(2) 所在地

山口県下関市乃木浜一丁目及び二丁目

(3) 供用面積

34.4ヘクタール

(4) 範囲図

別紙2の2のとおり

(5) 施設

別紙2の3のとおり

(6) 物品

市が管理する備品台帳に記載のある物品

※説明会にて備品台帳を配布する。

※1 供用面積、範囲図及び施設については、令和8年4月1日から供用開始を予定している箇所を含む。

※2 施設については、劣化状況や利用者からの要望等により、必要に応じ撤去更新又は新設することがある。

2 業務基準

(1) 業務の基準

ア 本施設の設置目的、ビジョン、指標及び目標値を十分に達成することができるよう管理運営を行うこと。

イ 利用者に対し、快適かつ安心安全に利用できる環境及び公平なサービスを提供すること。

ウ 本施設が最大限有効に活用されるよう利用促進を図ること。

エ 効率的な管理運営を行い、経費削減に努めること。

オ 法その他関係法令（条例を含む。）、都市公園条例、都市公園条例規則を遵守すること

(2) 施設の運営に関する業務の基準

ア 供用日及び時間

都市公園条例のとおり

ただし、条例に定めのないものについては、原則次のとおりとするが、必要に応じて、市と指定管理者が協議の上、決定することとする。

(ア) 管理棟

供用日は原則 1 月 5 日から 1 2 月 2 7 日までとする。

供用時間は原則 8 時 3 0 分から 2 2 時 0 0 分までとする。ただし、土日祝日及び夏休み期間等で、9 時から天然芝グラウンド、人工芝グラウンド及び野球場を使用する日は、7 時 3 0 分から 2 2 時 0 0 分までとする。

(イ) 野鳥観察所

開所日は原則 1 月 5 日から 1 2 月 2 7 日までとする。

開所時間は原則 9 時 0 0 分から日没までとする。

(ウ) 親水池

原則 7 月 1 日から 9 月 3 0 日まで開放することとする。

(エ) その他の施設

公園という性質上、供用日及び供用時間の定めはない。

イ 利用料金

都市公園条例第 3 条の規定による行為許可及び第 8 条の規定による有料公園等使用許可に係る利用料金は、都市公園条例第 1 4 条第 1 項別表第 3 3 第 3 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合並びに 4 有料公園、有料公園施設又は器具を使用する場合の表に規定する額を上限とし、予め市長の承認を得て指定管理者が決定すること。

3 業務範囲

(1) 都市公園条例第 3 条の規定による行為許可及び都市公園条例第 8 条の規定による有料公園施設使用許可に関する業務

ア 都市公園条例第 3 条の規定による行為許可

(ア) 都市公園条例第 3 条第 1 項に掲げる行為を指定管理者の許可を受けずに行おうとする者に対して、指定管理者の許可を要する旨を指導すること。

(イ) 都市公園条例第 3 条第 1 項に掲げる行為をしようとする者から都市公園内行為許可申請書（都市公園条例規則第 2 条第 1 項第 1 号）の提出を受けた際は、都市公園条例第 3 条第 4 項の規定に合致する場合に限り、都市公園内行為許可書（都市公園条例規則第 3 条第 1 項第 1 号）を交付すること。なお、必要に応じ、都市公園条例第 3 条第 5 項に基づく条件を付すこと。

(ウ) (イ) の許可を受けた者から許可を受けた事項を変更するため、変更許可申請書（都市公園条例規則第 2 条第 1 項第 2 号）の提出を受けた際は、都市公園条例第 3 条第 4 項の規定に合致する場合に限り、変更許可書（都市公園条例規則第 3 条第 1 項第 1 号）を交付すること。なお、必要に応じ、都市公園条例第 3 条第 5 項に基づく条件を付すこと。

イ 都市公園条例第 8 条の規定による有料公園施設（器具を含む。）使用許可

（ア）有料公園施設又はそれらの器具を使用しようとする者から有料公園等使用許可申請書（都市公園条例規則第 2 条第 1 項第 3 号）の提出を受けた際は、有料公園等使用（変更）許可書（都市公園条例規則第 3 条第 1 項第 2 号）を交付すること。なお、必要に応じ、都市公園条例第 8 条第 3 項に基づく条件を付すこと。

（イ）（ア）の許可を受けた者から許可を受けた事項を変更するため、有料公園等使用許可変更申請書（都市公園条例規則第 2 条第 1 項第 4 号）の提出を受けた際は、有料公園等使用（変更）許可書（都市公園条例規則第 3 条第 1 項第 2 号）を交付すること。なお、必要に応じ、都市公園条例第 8 条第 3 項に基づく条件を付すこと。

（ウ）有料公園施設又はそれらの器具のうち、更衣室、グラウンド・ゴルフ場（個人使用に限る。）又はグラウンド・ゴルフ用具を使用する場合は、市と指定管理者が協議の上別に定める受付簿への必要事項の記載をもって、有料公園等使用許可申請書の提出に代えることができ、その際の使用許可は、市と指定管理者が協議の上別に定める使用券を交付して行うものとする。（都市公園条例規則第 2 条第 3 項及び第 3 条第 2 項）

（エ）有料公園施設のうち、第 2 多目的グラウンド（照明設備）又は庭球場を使用しようとする場合の許可申請は、公共施設予約サービスを用いてすることができ、その際の使用許可は、市と指定管理者が協議の上別に定める使用券を交付して行うものとする。（都市公園条例規則第 2 条第 4 項及び第 3 条第 2 項）

ウ 監督処分

都市公園条例第 17 条及び第 21 条第 4 項の規定により、監督処分を行うこと。

エ 利用料金の額

2 業務基準（2）施設の運営に関する業務の基準 イ 利用料金のとおりとする。なお、利用料金の算出にあたっては、都市公園条例第 14 条第 1 項別表第 3 の備考に留意すること。

オ 利用料金の減免

都市公園条例第 3 条の規定による行為許可及び第 8 条の規定による有料公園等使用許可に係る利用料金について、許可を受けた者から利用料金の減免申請を受けた場合は、都市公園条例第 15 条並びに都市公園条例規則第 5 条を準用し、減免することができることとする。

カ 利用料金の徴収

都市公園条例第14条の規定により、利用料金を徴収すること。

キ 利用料金の還付

都市公園条例第16条の規定により、利用料金は原則還付しないこととする。ただし、同条ただし書の規定により、使用料金を還付する場合は、都市公園条例規則第6条の規定による。

(2) 運営管理に関する業務

ア 施設の使用調整

(ア) 使用する年度の前年度に市、関係団体及びその他の利用者等と使用調整を行うこと。

※指定期間前に実施する令和8年度分の使用調整は市が行う。

(イ) 市、関係団体及びその他の利用者等と当該年度に係る日々の使用調整を行うこと。

※使用調整に関するルールは、公平性及び公正性を担保するため、現行のルール（年間予約・優先予約・抽選予約・先着予約）を基本とし、市と指定管理者の協議により決定すること。

イ 施設の貸出

(ア) 各施設の開錠、施錠及び貸出にあたっての準備を行うこと。

(イ) 利用者に対し、各施設（設備及び備品等を含む。）の貸出を行うこと。併せて、利用方法及び注意事項等を説明すること。

ウ ホームページの作成及び管理

利用者の利便性向上を図るため、ホームページを作成し、本施設の情報及び使用手続きの方法等を掲載すること。なお、掲載内容は適宜更新すること。

エ 公共施設予約サービスの運用

本施設内の一部施設は公共施設予約サービスでの予約又は予約状況の閲覧対象であるため、施設の使用調整及び予約の管理にあたっては、公共施設予約サービスを使用すること。

※公共施設予約サービス対象施設は別紙2の3のとおり

(3) 維持管理に関する業務

供用範囲内の施設（附属する設備等を含む。）、園路及び植栽等について、別紙2の4管理運営業務共通仕様書に基づき、次に掲げる業務を実施すること。

ア 基本管理

(ア) 日々巡回を行い、利用者が快適かつ安心安全に過ごすことができるよう、適宜、草刈、芝刈、除草、清掃及び植栽管理等を行うこと。特

に、トイレ、四阿、ベンチ及び遊器具等、利用頻度が高い場所は、重点的に行うこと。また、巡回において、安全に使用することができない事象が発生した場合は、適切な保安措置を行い、必要に応じ修繕すること。

- (イ) 蜂の巣及び害虫等を発見した場合は速やかに駆除すること。
- (ウ) 利用者に支障がある鳥の巣を発見した場合は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）を遵守し、巣を撤去すること。ただし、卵やひながいる場合は利用者に対し立入禁止措置や注意喚起等の必要な措置をすること。
- (エ) (ア) から (ウ) までの管理に加え、次に掲げる施設においては、各施設の特性を考慮し、適切な維持管理を行うこと。

a 天然芝グラウンド

- ・天然芝（スポーツターフ。補植場を含む。）については、スポーツターフの管理であることを十分認識した上で、競技スポーツ利用者が快適に利用できる状態を維持すること。また、オーバーシード（補植場を除く。）を行い、一年中緑の芝生を維持すること。なお、維持管理にあたっては、スポーツターフに精通した者が管理を行うこと。

- ※1 現在の運用として、芝生状態を維持するため、原則、練習での使用は不可、3日連続の使用は禁止及び1日の試合時間は最大300分等の使用制限を行っている。原則、現在の運用を超える使用制限は認めない。

- ※2 現在、維持管理作業として芝刈、施肥、液肥散布、目土散布、殺菌剤散布、殺虫剤散布、除草剤散布、エアレーション、バーチカル、深層改良、水圧穿孔、散水、サッチ除去、ディポッド補修、手抜き除草及び芝補植等を行っている。

- ・天然芝（スポーツターフ。補植場を含む。）以外については、適宜、清掃、草刈、芝刈、除草並びに設備機器及び物品の点検等を行うこと。

b 人工芝グラウンド

- ・人工芝については、適宜グラウンド状態を確認し、競技スポーツ利用者が快適に利用できる状態を維持すること。
- ・人工芝以外については、適宜、清掃、草刈、芝刈、除草並びに設備機器及び物品の点検等を行うこと。

c 野球場

- ・グラウンドについては、適宜グラウンド整備を行い、競技スポー

ツ利用者が快適に利用できる状態を維持すること。また、必要に応じて土の補充等を行うこと。

- ・グラウンド以外については、適宜、清掃、草刈、芝刈、除草並びに設備機器及び物品の点検等を行うこと。

d 庭球場

- ・人工芝箇所については、定期的にコート整備を行い、競技スポーツ利用者が快適に利用できる状態を維持すること。また、必要に応じて砂の補充等を行うこと。

- ・人工芝以外については、適宜、清掃、除草並びに設備機器及び物品の点検等を行うこと。

e グラウンド・ゴルフ場

- ・天然芝（補植場を含む。）については、利用者が快適に利用できる状態を維持すること。

- ※現在、本市は維持管理作業として芝刈、散水、施肥、目土散布、除草剤散布、殺菌剤散布、殺虫剤散布、エアレーション、芝補植、及び除草等を行っている。

- ・天然芝以外の施設については、適宜、清掃、草刈、除草並びに設備機器及び物品の点検等を行うこと。

f ストリートスポーツ広場、多目的広場及びこども広場

- ・利用者が快適に使用できる状態を維持すること。

- ・適宜、清掃、草刈、除草並びに設備機器及び物品の点検等を行うこと。

g 第1、第2及び第3多目的グラウンド

- ・定期的にグラウンド整備を行い、利用者が快適に利用できる状態を維持すること。

- ・適宜、清掃、草刈、除草並びに設備機器及び物品の点検等を行うこと。

h 野鳥観察池

- ・野鳥の生息環境の保全のため、年に1回以上除草（水路除草を含む。）及び草刈を行うこと。なお、作業の実施にあたっては、必要に応じ、野鳥に精通した者に意見を聞くこと。

i 親水池

- ・開放期間において、利用者が安心安全かつ快適に使用できる状態を維持すること。

- ・悪天候や水質状況等により、利用者が安全に使用できない場合は使用を制限すること。

※本施設は山陽終末処理場から水の供給を受けており、水質状況が悪い場合等、安全に使用できない場合は、山陽終末処理場からその旨の連絡があるので、使用を制限すること。

j 管理棟及び野鳥観察所

- ・適宜、清掃並びに設備機器及び物品の点検等を行い、年に1回以上ガラス、網戸等の清掃及び床面のワックスがけを行うこと。

(オ) 本施設に隣接する市道について、利用者に快適な空間を提供するため、草刈等の実施が必要な場合は、道路管理者と協議の上実施すること。

イ 修繕

(ア) 利用者が安全かつ快適に公園を使用することができるよう、施設及び物品等の修繕を行うこと。なお、修繕を実施するまでの期間は適切な保安措置を行うこと。

(イ) 1件60万円未満の軽微な修繕については、指定管理者の費用負担で行うこと。ただし、1会計年度における修繕費は260万円を上限とする。

(ウ) 1件60万円以上の大規模な修繕及び1会計年度において260万円を超える修繕については、原則、市の費用負担で行うこととするが、市と指定管理者が協議の上、両者が合意した場合は、指定管理者の費用負担で修繕を行うことができることとする。

(エ) 修繕に要する費用に充てるための指定管理料の余剰金は年度末に市に返還することとする。

ウ 保守点検

(ア) 定期的に設備等の動作確認を行い、その性能及び機能を維持することができるよう管理すること。

(イ) 法定点検を要する次の設備は、法令に基づき適切に実施すること。
なお、点検結果において、設備の更新及び修繕等の必要が生じた際は適切な対応を行うこと。

a 自家用電気工作物

設備容量	475kVA
受電電圧	6,600V

- ・月次点検 1回/隔月
- ・年次点検 1回/年
- ・臨時点検及び測定等 適宜

b 消防用設備

設備名	数量
-----	----

非常警報設備	1 式
消火器	3 本

- ・機器点検 1 回/年
- ・総合点検 1 回/年 ※総合点検には機器点検を含む。

c 遊器具等点検

次に掲げる遊器具等については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（令和 6 年 6 月国土交通省）及び「遊具の安全に関する基準（J P F A－S P－：2 0 2 4 一般社団法人日本公園施設業協会）の内容に準じ、年に 1 回以上点検を行うこと。なお、上述の指針及び基準が改定された場合は改訂版によること。

遊器具等名称	数量	備考
シェルター	5 基	人工芝グラウンド
シェルター	2 基	野球場
シェルター	3 基	庭球場
四阿	7 基	グラウンド・ゴルフ場
シェルター	3 基	ストリートスポーツ広場
シェルター	4 基	第 1 多目的グラウンド
シェルター	6 基	第 2 多目的グラウンド
シェルター	4 基	第 3 多目的グラウンド
バスケットゴール	4 基	多目的広場
複合遊具	1 式	こども広場
2 連ブランコ	1 基	
固定遊具	3 基	
ソフト遊具	1 基	
伝声器	1 式	
三角四阿	2 基	
飛び石噴水	5 基	親水池
水鉄砲	5 基	
的	3 基	
ふぐ噴水	2 基	
クジラ噴水	2 基	
イルカ噴水	2 基	
健康遊具	1 3 基	その他公園内
四阿	1 0 基	
照明灯	8 1 基	

スピーカー柱	10基	
シェルター	3基	

エ 防犯警備業務

- (ア) 公園内の防犯、防火及び防災に万全を期し、定期的に巡回を行う等、公園利用者が安全に利用できる環境を確保すること。
- (イ) 火災、盗難等の事故の発生又はその恐れがある場合は、警察及び消防に通報連絡を行うとともに被害を最小限に食い止め、非常事態に適合した迅速かつ正確な緊急処置を講じること。
- (ウ) 不審者若しくは不審車両が進入し、又は不審物を発見した場合は、警察への通報等適切な処置を行うこと。
- (エ) 管理棟には機械警備を備え、常時警備を行うこと。

(4) 施設の広報

- (2) 運営管理に関する業務 ウ ホームページの作成及び管理と併せて、必要に応じSNSアカウントを備え、多くの市民に利用され、地域の活性化に寄与する公園となるよう情報発信を行うこと。

(5) その他の業務

- ア 日々の利用者数、利用料金収入金額、維持管理作業、苦情並びに事故状況等を記載した業務日誌を作成すること。
- イ 本公園に関する問い合わせ、要望、苦情及びトラブル等に対応すること。
- ウ 本公園内で発生した拾得物について、拾得物台帳を備え、適切に管理し、必要に応じて所轄の警察署に届けること。
- エ 放置自動車又は放置自転車については、速やかに市に報告すること。
- オ 事故や災害等で突発的に施設を使用することができなくなった場合等、不足の事態が生じた際は、迅速かつ適切に初動対応を行い、市に報告すること。

4 事業計画

- (1) 指定管理者は、基本協定の締結後、指定期間の初日の前日までににおいて市が指定する日までに、指定期間の初年度に係る年間事業計画書（指定期間中の各年度における指定管理者の管理運営業務の実施に関する計画書をいう。）を市に提出し、市の承認を受けなければならない。
- (2) 指定管理者は、指定期間中、毎年度（指定期間の最終年度を除く。）、市が指定する日までに翌年度の年間事業計画書を市に提出し、市の承認を受けなければならない。

5 事業報告

(1) 業務報告書の提出

ア 指定管理者は、指定期間中の各月終了後、その終了した月の管理運営業務の内容を点検し、市と協議して定める事項を記載した業務報告書（以下「業務報告書」という。）を当該月の翌月 10 日までに市に提出しなければならない。

イ 市は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容又はこれに関連する事項について、指定管理者に対して口頭若しくは書面による報告若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。この場合において、指定管理者は、誠意をもって対応しなければならない。

(2) 事業報告書の提出

ア 指定管理者は、下関市公の施設における指定管理者の指定手続に関する条例（平成 17 年条例第 26 号。以下「手続条例」という。）第 15 条の規定により、毎年度終了後、指定期間の各年度末日の翌日から起算して 60 日以内に、その終了した年度に係る次に掲げる事項を記載した事業報告書（以下「事業報告書」という。）を市に提出しなければならない。

(ア) 管理運営業務の実施状況

(イ) 利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由

(ウ) 利用料金の収入実績

(エ) 管理経費の収支状況

(オ) 自主事業の実施状況

(カ) 自主事業の収入及び支出状況

(キ) アからカまでに定めるもののほか、市が指示する事項

イ 指定管理者は、市が年度の途中において指定管理者の指定を取り消したとき、又は指定期間が終了したときは、当該指定が取り消された日又は指定期間終了の日の翌日から起算して 60 日以内に、当該年度における当該指定が取り消された日又は指定期間終了の日までの間に係る事業報告書を市に提出しなければならない。

ウ 市は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はこれに関連する事項について、指定管理者に対して口頭若しくは書面による報告若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。この場合において、指定管理者は、誠意をもって対応しなければならない。

(3) 事業評価（モニタリング）

指定管理者は本業務の実施報告を行うとともに、自己評価を実施することにより主体的に本業務の改善に取り組むこと。また、市が公共サービスの

水準を維持するために実施する実地又は書面による確認等に協力すること。市が行う確認の結果、指定管理者の行った本業務が仕様書に定める内容や管理の基準を満たしていないと判断したときは、改善指示を行う。指定管理者は、改善指示を受けた場合は、その指示に速やかに従うこと。改善が見られない場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部について停止を命じることがある。

(4) 利用者の意見等聴取

利用者アンケート等により利用者の利用状況やサービスに対する意見・要望を把握し、利用者満足度を調査するとともに、自己評価と対応案を作成すること。なお、アンケートの結果、自己評価及び対応案については、市に報告を行うこと。

(5) 業務報告の聴取等

市は、施設の管理運営の適正を確認するため、指定管理者に対し、本業務及び経理の状況に関し、定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

6 管理体制

- (1) 本業務の実施にあたり、総括責任者を1人配置すること。
- (2) 甲種防火管理者の資格を有する者を1人配置すること。なお、総括責任者が甲種防火管理者を兼ねることは可能とする。
- (3) 2 業務基準の(2)公園の運営に関する業務の基準で定める管理棟の供用日及び供用時間において、管理事務所に常時1人以上の職員を配置すること。
- (4) グラウンド・ゴルフ場の供用日及び供用時間において、グラウンド・ゴルフ場管理事務所に常時1人以上の職員を配置すること。ただし、芝生の維持管理や悪天候により安全に利用できない場合等で、グラウンド・ゴルフ場の使用を制限し、利用者が使用することができない期間において、利用者にその旨を告知し、管理棟管理事務所で問い合わせ等の対応を行う場合は、この限りではない。
- (5) 上記(3)及び(4)については、必要最低限の職員配置を定めるものであり、これに限らず、施設の利用状況及び繁忙期間等を考慮の上、業務に支障がないよう職員を配置するとともに、利用者の利便性向上に寄与することができる職員配置を行うこと。
- (6) 全職員がAED(自動体外式除細動器)の操作が可能となるよう研修を行うこと。なお、AEDは市が貸与する。

7 物品管理

- (1) 指定管理者が自らの費用で購入し、公園内で使用する備品は、その購入及び設置について、原則として指定管理者の所有に属する。ただし、市が必要と認めるときは、指定期間終了後の当該備品の所有権移転等については、市と指定管理者の協議により所定の手続を経て定めるものとする。
- (2) 指定管理者は、備品台帳を備え、その管理に係る備品を整理し、廃棄等の異動事項については、事前に市と協議し、廃棄等の異動後は、遅滞なく市に報告すること。

8 リスク分担

市と指定管理者のリスク分担はおおむね次の表のとおりとする。

リスクの種類	リスクの内容	負 担 す る 者			
		市	指定 管理者	分担 (協議)	指定管理者 (負担限度付)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○			
	それ以外のもの（人件費・物件費を含む。）		○		
資金調達 金利変動	資金調達不能による 管理運営の中断等		○		
	金利上昇等による資金 調達費用の増加		○		
法令等の改 廃	管理運営に直接影響 する法令等の改廃			○	
税制改正	消費税及び地方消費 税の税率等の改正			○	
	法人税及び法人住民 税の税率等の改正		○		
	それ以外で管理運営 に影響するもの			○	
許認可等の 未取得・未更 新	市が取得すべきもの によるもの	○			
	指定管理者が取得す べきものによるもの		○		
管理運営内	市の施策による変更	○			

容の変更	指定管理者の発案による変更			○	
市議会の議決（※１）	指定の議決が得られないことによる管理運営の開始の延期		○		
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○	
	それ以外のもの		○		
管理運営の中断・中止・臨時休園等	市に帰責事由があるもの（施設、設備、市の備品等の瑕疵、市による施設改修による臨時休園等）	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの（指定管理者の管理上の瑕疵による臨時休園等）		○		
	指定管理者の提案による自主事業の運営		○		
	それ以外のもの			○	
資料・展示品の損傷	指定管理者の管理運営上の瑕疵によるもの		○		
	その他第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの等	○			
施設等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者が設置した設備、備品等		○		
	施設の設計・構造上の原因によるもの	○			

	その他経年劣化・第三者の行為で相手方が特定できないもの等（上段：1件当たり、下段：年間合計）				60万円未満
					260万円
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	市及び指定管理者に帰責自由があるもの 被害者、第三者等に帰責事由があるもの			○	
周辺地域、住民、利用者等への対応	地域との協調		○		
	施設の管理運営、業務内容に対する住民及び利用者等からの要望への対応		○		
	それ以外のもの	○			
セキュリティー	指定管理者の警備不良による情報漏えい、犯罪発生等		○		
募集要項、申込要項の不備	募集要項の不備に基づくもの	○			
事業終了時の原状回復	指定期間の終了、指定の取消し等により指定期間中に指定管理者の業務を行わなくなった場合の原状回復及び撤収費用		○		
不可抗力（※2）	不可抗力による施設、設備、市の備品等の復旧費用	○			
	不可抗力による管理			○	

	運営の中断（避難所開設を含む。）				
	避難所その他災害拠点等の開設				

※１ このリスクは指定管理者ではなく指定管理候補者が負担する。

※２ 異常な暴風や豪雨、台風、洪水、津波、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、落雷、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ、感染症の蔓延等

9 その他留意事項

（１）一括委託の禁止

管理運営業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることを禁止する。管理運営業務の一部（募集要項に示す管理運営業務の主たる部分を除く。）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ市に委託等をする業務の内容、相手方その他市が求める内容の承認願を提出し、市が承認したものに限り委託し、又は請け負わせることができる。また、第三者と委託等について契約を締結したときは、その契約書の写しを市へ提出すること。

（２）光熱水費

業務にあたっては、節電及び節水に努めること。

ア 電力需給

令和３年５月に本市が宣言したゼロカーボンシティしものせきに基づき、２０５０年脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策として、第３次下関市総合計画で掲げる主な取組「地域新電力事業の促進」「再生可能エネルギーの地産地消」「脱炭素の取組を通じた地域経済の活性化」を実現するため、当施設の電力は株式会社海響みらい電力からの需給とする。

イ 水道使用料

維持管理に伴う天然芝グラウンド及びグラウンド・ゴルフ場の芝生への散水等については、下水道設備を使用しないため、天然芝グラウンド横量水器にて測定した散水量を排除汚水量として、上下水道事業管理者に申請し、減免を受けている。指定管理料のうち、水道使用料については、上記減免適用を前提として算定している。

ウ 実費徴収

都市公園条例第３条及び第８条を除く市が行う許可に伴い発生する電気又は水道使用料の実費については、市が徴収する。なお、実費徴収が見込まれる自動販売機電気使用料については、予め指定管理料に含んでいる。

(3) 通信環境の手配

電話回線及びインターネットの使用に係る通信運搬費は、指定管理料に含んでいる。本業務の実施にあたっては、管理事務所に固定電話、ファクシミリ及びインターネット環境を備え、利用者からの問合せ等に対応すること。また、メールアドレスを備え、必要に応じ、書類の提出等をメールで収受できるようにすること。

(4) 指定管理者が手配する物品等

市が管理する備品台帳に記載のある物品を除き、本業務に必要な物品等は指定管理者が準備するものとする。

(5) 指定管理料の減額

指定管理者の責めに帰すべき事由か否かにかかわらず、指定管理者が本業務を実施しないときは、本業務の未実施により負担しない費用相当分を指定管理料から減額することがある。

(6) 市及び公共的な団体等への協力

市及び公共的な団体等が公共の利益の用に供するために実施する行事等に協力すること。

(7) 地域住民との連携

地元自治会をはじめ関係団体等と連携し、地域の活性化に寄与すること。

(8) 監査委員による監査

法199条第1項第7号の規定による下関市監査委員の監査及び下関市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成17年条例第369号）の規定による監査が行われる場合があるので、これに誠実に対応すること。

(9) 災害発生時の対応

本公園は、下関市地域防災計画（令和7年2月修正）において、指定緊急避難場所、陸上部隊進出拠点及びヘリコプター離着陸場所に位置付けられている。併せて、乃木浜総合公園防災計画を策定し、整備及び管理運営行っている。また、大規模災害、重要事件事故発生時における警察業務遂行のための警察用ヘリコプター離着陸場として使用を認めている。上記を踏まえ、災害等危機発生時には、市に協力をしなければならない。

(10) 引継等

市と本業務の引継を円滑に行うこと。また、指定期間の終了及び指定の取消し等により本業務を実施しないこととなったときは、遅滞なく、後継の指定管理者に本業務の引継を行うこと。